

次世代育成支援対策法
医療法人社団栄悠会 一般行動計画

職員が仕事と家庭の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1. 育児休業中の職員に職場の情報を提供し、円滑な職場復帰を支援する。

〈対策〉

- ・ 始業時間・終業時刻の繰上げ又は繰り下げの制度の導入
- ・ 子の看護休暇の対象範囲の拡大
- ・ 情報提供に関する情報、時期、回数、通知方法について検討
- ・ 情報提供を行うことを職員へ周知
- ・ 育児休業者が出た場合、実施を円滑に行う
- ・ 勤務状況の見える化を通じ、マネジメントレベルの向上を図る
- ・ 男性の育児休暇を促進するため、代替要員の（派遣等）の採用。
- ・ 子の看護の為の休暇の時間単位取得の促進
- ・ 男女育児休暇取得100%とする
- ・ 法定外時間労働月45時間未満とする。

目標2. 産前産後休業、育児休業に関するリーフレット（文書）を作成し、職員が閲覧できる院内共有できるグループウェアに掲示および配布し、制度の周知を図る。

〈対策〉

- ・ 職員を対象とした制度、手続きのオリエンテーションを実施
- ・ リーフレットの作成、配布
- ・ 全職員が閲覧できるように院内グループウェア上にアップし、内容の周知徹底。